

龍ヶ崎地方衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月4日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第1号

龍ヶ崎地方衛生組合職員定数条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎地方衛生組合職員定数条例（昭和41年龍ヶ崎地方衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する<u>地方公務員で一般職に属する者（臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）</u>をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>15人</u>とする。</p> <p>(職員の定数の配分) 第3条 <u>前条に掲げる職員の定数の組合事務局内の配分は、任命権者が定める。</u></p>	<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する<u>公務員（雇傭人及び嘱託を含み組合正副管理者、収入役並びに6ヶ月以内を定めて雇傭される者を除く。）</u>をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。 (1) <u>龍ヶ崎地方衛生組合に勤務する職員は33人以内とする。</u></p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。